

## 広島市住まいのアドバイザー派遣実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中立的な立場の専門家からの助言により、市民が個々の居住ニーズや身体状況等に  
応じた適切な住宅のリフォームが行えるよう、住まいのアドバイザー（以下「アドバイザー」とい  
う。）を登録し、予算の範囲内において派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 アドバイザー派遣の対象者は、次の要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 自らが居住する住宅の増改築（減築を含む）、改修などの工事（以下「リフォーム」という。）を  
行うにあたって、専門家から助言を希望する市民
- (2) 現地における当該住宅や敷地の状況などを踏まえた助言が適切と判断される者

### (助言の範囲)

第3条 アドバイザーは、現地に赴き、対象者の相談に応じて、次の各号に定めることについて、助言  
を行う。

- (1) バリアフリー化、省エネルギー化、耐震化など、住宅の性能を向上させるためのリフォームに関  
すること
- (2) 年代や世帯構成の変化等に対応するためのリフォームに関すること
- (3) リフォームについての基本的な注意事項や支援制度等に関すること

2 アドバイザーは、当該住宅の従前の工事についてのトラブルに関する助言は行わない。

### (アドバイザーの遵守事項)

第4条 アドバイザーは、次の各号の内容について遵守しなければならない。

- (1) 専門家として中立的な立場で助言を行うこと
- (2) 不必要な改修を勧める等、営業目的の助言を行わないこと
- (3) 本事業で知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用しないこと
- (4) 関係法令を遵守し、わかりやすく正確な情報提供を行うこと

### (アドバイザーの登録等)

第5条 市長は、アドバイザーを公募し、登録するものとする。

2 建築士法第23条に規定する登録を受けた広島市内の建築士事務所に所属する建築士法第2条第1  
項の建築士で、住宅の設計、工事に関して実務経験が10年以上ある者で、前条の規定を遵守する旨  
を誓約する者は、アドバイザーの登録を申請することができる。

3 前項の申請は、募集期間内にアドバイザー登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて  
市長に提出することにより行う。

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、第2項の申請があったときは、前項各号に掲げる書類を確認し、申請者が第2項の要件に  
該当すると認めたときは、住まいのアドバイザー名簿（様式第2号）に登録する。ただし、該当者が

登録予定人数を超える場合は、抽選とする。

- 5 第4項の登録の有効期間は、登録した年度の3月31日までとする。
- 6 市長は、第4項の登録をしたときは、アドバイザー登録通知書(様式第3号)を申請者に交付する。
- 7 アドバイザーは、当該登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、アドバイザー登録事項変更届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 8 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。
  - (1) 登録の辞退の申出があったとき
  - (2) 登録の有効期間が満了したとき
  - (3) 第1項に規定する要件を満たさなくなったとき
  - (4) 偽りその他不正な手段により第3項の登録を受けたことが判明したとき
  - (5) 第4条の規定に抵触するなど、市長がアドバイザーとして不適当と認めたとき
- 9 市長は、第8項の規定により登録を抹消したときは、アドバイザー登録抹消通知書(様式第5号)により通知する。

(派遣の申請)

第6条 市長は、アドバイザーの派遣を希望する者を、公募するものとする。

- 2 アドバイザーの派遣を希望する者は、募集期間内にアドバイザー派遣申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(アドバイザー派遣対象者の決定等)

第7条 市長は、前条第2項に規定する申請書を受理したときは、対象者の要件を審査の上、派遣の可否を決定するとともに、派遣対象者個々の相談内容に応じて、派遣するアドバイザーをアドバイザー名簿から選定し、アドバイザー派遣決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知する。ただし、派遣対象者数が派遣予定件数を超える場合は、抽選とする。

- 2 市長は、第1項の規定による決定通知書の通知後又は第9条に定める結果の報告後、予算内においてアドバイザーの追加派遣が可能な場合は、第6条第2項に定める派遣の申請について、追加の申請を受理することができる。
- 3 市長は、第1項の規定によりアドバイザーを選定した時は、アドバイザー派遣依頼書(様式第8号)により当該アドバイザーに通知する。
- 4 市長は、第1項の規定によりアドバイザーを選定する場合において、必要があると判断したときは、複数のアドバイザーを選定することができる。
- 5 市長は、第1項に規定する審査の結果、アドバイザーを派遣しないことを決定したときは、通知書にその理由を付し、当該申請者に通知する。
- 6 市長は、第1項の規定による通知書又は第4項の規定による依頼書の内容に変更が生じたときは、当該通知書又は依頼書の内容を変更することができる。

(指導、監督及び派遣決定の取り消し)

第8条 市長は、本事業の適正な運営を図るため、アドバイザーに対する指導監督を行うことができる。

- 2 市長は、前条第1項の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により派遣の通知を受けたとき
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(結果の報告)

第9条 アドバイザーは、派遣の結果を、アドバイザー派遣結果報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(費用の負担等)

第10条 市長は、アドバイザーの派遣に要する費用を負担する。費用は業務時間1時間当たり6,000円とし、1件あたり18,000円を限度とする。

2 前項の費用は、交通費、消費税及び地方消費税を含む。

3 第1項の業務時間は、派遣先までの移動時間(往復)を含めず、第3条に定める助言と第9条に定める報告書の作成を合わせた時間とし、1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。